＜必ずお読みください＞

福島県 新型コロナの検査を受けた方へ

◎検査結果に関わらず、症状がある間は外出や人と会うことを控え、ご自宅でお過ごしください。

もし、陽性になったら？



❗【外出自粛のお願い】決められた療養期間は外出を控え、人との接触を避けてください。

❗ 自身で検温などの健康状態の確認を行ってください。
発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどがあっても、**ほとんどが２～４日で軽くなります。**
もし、高熱であっても水分補給し解熱剤などを服用し、安静にして様子をみてください。

❗ 次の方は、医療機関から保健所に届出(発生届)がされ、ご本人には保健所等から連絡をいたします。それ以外の方へは保健所からの連絡はいたしません。
〈届出の対象〉

① 65歳以上の方　② 入院を要する方　③ コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要な方
④ 妊娠している方



自宅療養中に体調が悪くなったり、相談したいことがあったらどうしたらいい？

陽性者専用　相談窓口「福島県フォローアップセンター」
☎ 0120-897-089（24時間対応）



ここに相談するといいですよ。



家族にうつさないためには、どうしたらいいの？？

宿泊療養施設に入りたいけど･･･

自宅療養の詳しいことが知りたいな

災害時の避難はどうしたらいい？？

「福島県のホームページ」にいろいろ情報が載っていますよ。



福島県　コロナ

裏面も読んでね！

❗ 記入欄

・医療機関が記入するか、
もしくは医療機関より伝えられた内容をご自身で記入してください。

❶患者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　❷発生届　対象　/　対象外

❸診断した医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿

❹発症日（無症状者は検体採取日）　月　日　❺診断日　月　日

❻療養期間の目安　月　日まで外出自粛

◎体調悪化等で受診する際は、医療機関に電話相談してから受診してください。
◎診断した医療機関とは別の医療機関を受診する場合は、このチラシを提示するか、記入欄の内容を伝えてください。
◎福島県フォローアップセンター等に相談する際にも記入欄の内容を伝えてください。

陽性になった方の療養期間

※入院している方、 高齢者施設に入所している方は除く。

・**下の表を確認**して、決められた療養期間の**外出自粛**をお願いいたします。

発症から7日間経過かつ症状軽快後24時間経過した場合に療養解除可能となります。
8日目解除のためには、６日目までに症状軽快していることが条件です。
（症状軽快が7日目以降の場合は、症状軽快した日の翌日まで療養し、翌々日に療養解除となります）。
※症状軽快とは「解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状も改善傾向である場合」です。



	月日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
症状のある方 **(有症状者)**	発症日	外出自粛（**発症日**を０日目として７日目まで） 検温など健康状態の確認							療養解除	検温・感染予防徹底	
症状のない方 **(無症状者)**	検体採取日	外出自粛（**検体採取日**を０日目として７日目まで） 検温など健康状態の確認							療養解除		
		外出自粛 検温など健康状態の確認				抗原検査キット陰性	療養解除	検温・感染予防行動			



診断後症状が出現した場合は、出現した日を0日目として「症状がある方」の表で療養期間を確認してください。

5日目に検査キット(自費購入)で陰性確認できれば、6日目に解除が可能です。
・【体外診断用医薬品】又は【第１類医薬品】と表示された抗原検査キットを使用してください。
・陰性確認をするための医療機関受診や県配付の抗原検査キットの使用は控えてください。

【食料品等の買い出しについて】症状軽快から２４時間経過している場合又は無症状の場合に限る
①マスクを着用するなど、感染対策を行い最小限の外出にしてください。
②公共交通機関の利用は避けてください。

有症状者は10日目まで、無症状者は7日目まで、療養解除後も引き続き感染対策をお願いいたします。

- ☞ 感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けてください。
- ☞ 高齢者や基礎疾患のあるいわゆるハイリスク者との接触を避けてください。
- ☞ ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関への不要不急の訪問は避けてください。
- ☞ マスクを着用してください。

濃厚接触者について

□決められた待機期間中は、外出を控え、人との接触を避け、自宅待機してください。
□待機期間は、**陽性者の発症日以降に家庭内で感染対策を始めた日の翌日から5日間**です。
待機解除後も7日間が経過するまでは、ご自身の健康状態の確認と**感染予防行動の徹底**をお願いします。
□陽性者の同居家族等は、濃厚接触者です。
□発症日前2日以降に感染対策なし(マスクを着用しない等)に接触した方は濃厚接触者に該当する可能性があるため、自身で濃厚接触者に該当する可能性があることを伝えてください。

療養に関する証明書について

□医療機関や保健所では療養証明書の発行はいたしません。
□発生届の対象に該当している方は、MyHER-SYS(マイハーシス)から電子版の療養証明書を表示し、使用することが可能です。
□保険請求で必要な書類については、**加入する保険会社等にご確認ください。**
□療養終了後に勤務や登校を再開する時には、所属先に療養解除の証明書または陰性証明書を提出する必要はありません。
□陰性確認のための医療機関受診は控えてください。

福島県